

平成2年5月11日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

結核予防業務に係る個人情報の目的外利用について
及び本人通知をしないことについて（答申）

平成2年4月27日付藤市健第84号をもって諮問された、結核予防業務に係る国民健康保険被保険者台帳の目的外利用について及び本人通知をしないことについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- ・ 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項による目的外利用の必要性を認める。
- ・ 同条例第9条第3項による本人に通知しないことの合理性を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、結核予防業務に係る国民健康保険被保険者台帳の目的外利用の必要性及び本人に通知しないことの合理性は、次のとおりである。

- ・ 目的外利用の必要性について
 - ① 結核予防業務は、結核予防法に基づく市町村の責務として毎年検診を実施しているが、近年結核に対する市民の関心、理解度は著しく低下している。
しかしながら、結核は集団感染のおそれのある法定伝染病であり、市内における結核感染者は相当数にのぼっている。
 - ② 検診体系の中で、乳幼児の集団予防接種、学校や事業所での集団検診が高い受診率にあるのに対し、国民健康保険被保険者、とりわけ30歳代の受診率が特に低い傾向にあり、これは40歳以上の基本健康診査（個人通知）を加えた体系の中で谷間になっていること、また広報のみでのお知らせであること、しかも受診が任意であること等が考えられる。
 - ③ 以上のことから、この谷間となっている30歳代の国民健康保険被保険者

を被保険者台帳から抽出し、個人通知をして受診率の向上と健康増進に努めるものである。

- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について
 - ① 対象者は約9,500人にのぼり、事前通知をするためには相当の費用と事務量が必要となる。
 - ② 利用する情報の内容は住所、氏名及び生年月日であり、住民基本台帳でいうところの基本項目の範囲内である。
 - ③ 以上のことから、目的外利用する個人情報の内容の重要性の軽重の度合いに比して、通知の費用や事務量が過分に必要となり、業務処理の効率性が著しく損なわれるため、省略することとしたい。

3 審議会の判断理由

- ・ 目的外利用の必要性について
 - ① 結核は恐ろしい伝染病であるにもかかわらず、世間一般の傾向としては一頃よりも、また他の成人病等に比べても理解や関心が薄くなっているのは事実である。
 - ② このような社会的背景の中で、学校保健法や労働安全衛生法等によって検診が義務づけられている児童やサラリーマン、また個人通知がされる40歳以上の人々に比べ、特に30歳代の国民健康保険被保険者が検診体系の中で谷間となり、受診率が著しく低下していることは認められる。
 - ③ そのため、受診率の向上及び結核予防と市民の健康増進を図るためにも、30歳代の国民健康保険被保険者に対し個人通知することの必要性は認められる。
 - ④ 以上のことから、国民健康保険被保険者台帳の目的外利用を認めるものである。
- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について
業務の目的は人間の健康保持という最も基本的かつ重要なものであり、社会的公益性も大きい。さらに国民健康保険の精神と同一であることからしても、利用する情報の内容を考慮すれば、本人に通知しないことの合理的理由は認められる。

4 審議会の意見

今後の課題として、住民基本台帳の基本項目からの一括抽出によって個人通知する方法を検討していくべきであろう。

以 上